(社)全国老人
保健施設協会
'08.10.14
第1790号
受付

基発第 1008010 号
平成 20 年 10 月 8 日

(社)全国老人保健施設協会代表者　殿

厚生労働省労働基準局長

平成20年度最低賃金周知広報の実施について（協力依頼）

最低賃金行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしているところであります。

しかしながら、最低賃金の履行状況は、今なお十分とは言い難い実情にあり、最低賃金の遵守が極めて重要な課題となっております。

また、本年度も大幅な地域別最低賃金額の引上げが行われたため、改定された地域別最低賃金額の周知徹底を図ることが履行確保を図る上で一層重要になっております（平成20年度地域別最低賃金改定状況については、別添の（参考）のとおりです。）。

このため、厚生労働省においては、本日までにすべての地域別最低賃金の改定の公示が行われたことから、改定された地域別最低賃金額の周知広報を実施することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解の上、別紙リーフレットの内容を貴会が発行される広報誌において周知いただくなど、貴会の加入事業者に対する最低賃金額等の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、御参考までに、広報原稿例を同封させていただきます。

全国の地域別最低賃金額が改定されました

ー時間額７円から 30 円（全国加重平均 16 円）の引上げー

全国の都道府県労働局において、下表のとおり地域別最低賃金額を改定し、平成 20 年 10 月５日から 11 月８日までの間に順次効力が発生します。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

仮に最低賃金より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。したがって、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（罰金額の上限 50 万円）が定められています。

経営者の皆様におかれましては、貴社の労働者の賃金額が決して地域別最低賃金額を下回ることのないよう、金額を御確認ください。

なお、派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されることになりますので御注意ください。

(参考)

平成20年度地域別最低賃金額改定状況

都道府県名	最低賃金時間額【単位：円】	引上げ額	発効年月日
北海道	667（654）	13	平成20年10月19日
青　森	630（619）	11	平成20年10月29日
岩　手	628（619）	9	平成20年10月30日
宮　城	653（639）	14	平成20年10月24日
秋　田	629（618）	11	平成20年11月2日
山　形	629（620）	9	平成20年10月30日
福　島	641（629）	12	平成20年10月22日
茨　城	676（665）	11	平成20年10月19日
栃　木	683（671）	12	平成20年10月20日
群　馬	675（664）	11	平成20年10月16日
埼　玉	722（702）	20	平成20年10月17日
千　葉	723（706）	17	平成20年10月31日
東　京	766（739）	27	平成20年10月19日
神奈川	766（736）	30	平成20年10月25日
新　潟	669（657）	12	平成20年10月26日
富　山	677（666）	11	平成20年10月25日
石　川	673（662）	11	平成20年10月19日
福　井	670（659）	11	平成20年10月22日
山　梨	676（665）	11	平成20年10月25日
長　野	680（669）	11	平成20年10月16日
岐　阜	696（685）	11	平成20年10月19日
静　岡	711（697）	14	平成20年10月26日
愛　知	731（714）	17	平成20年10月24日
三　重	701（689）	12	平成20年10月26日
滋　賀	691（677）	14	平成20年10月18日
京　都	717（700）	17	平成20年10月25日
大　阪	748（731）	17	平成20年10月18日
兵　庫	712（697）	15	平成20年10月22日
奈　良	678（667）	11	平成20年10月25日
和歌山	673（662）	11	平成20年10月31日
鳥　取	629（621）	8	平成20年10月26日
島　根	629（621）	8	平成20年10月19日
岡　山	669（658）	11	平成20年10月18日
広　島	683（669）	14	平成20年10月26日
山　口	668（657）	11	平成20年10月29日
徳　島	632（625）	7	平成20年11月7日
香　川	651（640）	11	平成20年10月19日
愛　媛	631（623）	8	平成20年10月24日
高　知	630（622）	8	平成20年10月26日
福　岡	675（663）	12	平成20年10月5日
佐　賀	628（619）	9	平成20年10月25日
長　崎	628（619）	9	平成20年10月30日
熊　本	628（620）	8	平成20年10月17日
大　分	630（620）	10	平成20年10月29日
宮　崎	627（619）	8	平成20年10月26日
鹿児島	627（619）	8	平成20年10月18日
沖　縄	627（618）	9	平成20年10月31日
全国加重平均額	703（687）	16	

※　括弧書きは、平成19年度地域別最低賃金額である。

必ずチェック 最低賃金！

使用者も 労働者も

東京都の最低賃金は

時間額 **766円**

発効日：平成20年10月19日

※特定の産業には産業別最低賃金が定められています。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない制度です。

ウェブで最低賃金がチェックできます　最低賃金制度　検索

厚生労働省 ホームページアドレス http://www.mhlw.go.jp/

最低賃金に関するお問い合せは東京労働局又は最寄りの労働基準監督署へ

厚生労働省